

## 1 通学区域制度の弾力的運用

### ねらい

児童・生徒の取り巻く環境はめまぐるしく変化しています。四日市市はその変化にあった教育をすすめるために、地域の実情や児童・生徒、保護者の意向に配慮した通学区域の弾力的運用を行っています。この制度について、「四日市市立小学校及び中学校の指定の変更に関する取扱要綱」を設け、状況に応じて通学指定校の変更をしています。

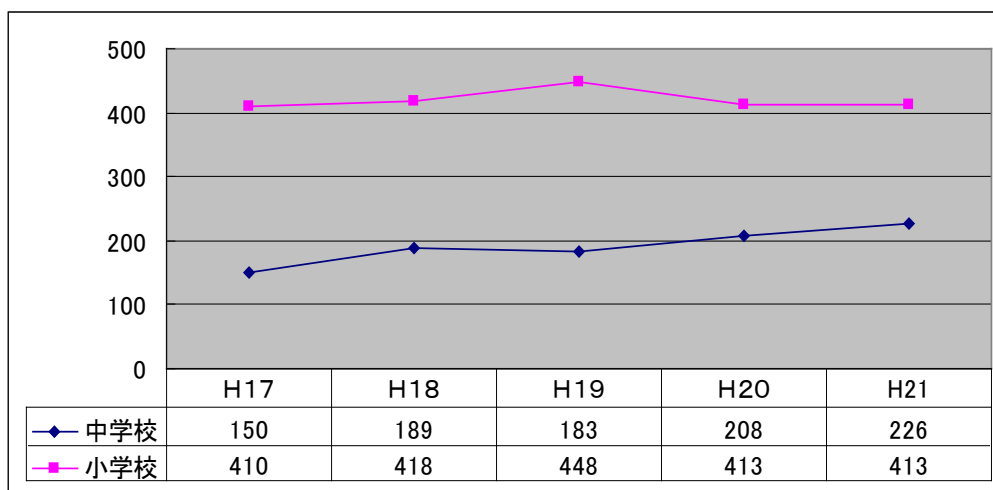
### 現状と課題

現在、四日市市における弾力的運用基準は12基準あります。下記の表に掲げる許可基準のいずれかに該当し、かつ安全な通学が見込める場合に限り、指定校の変更を認めています。

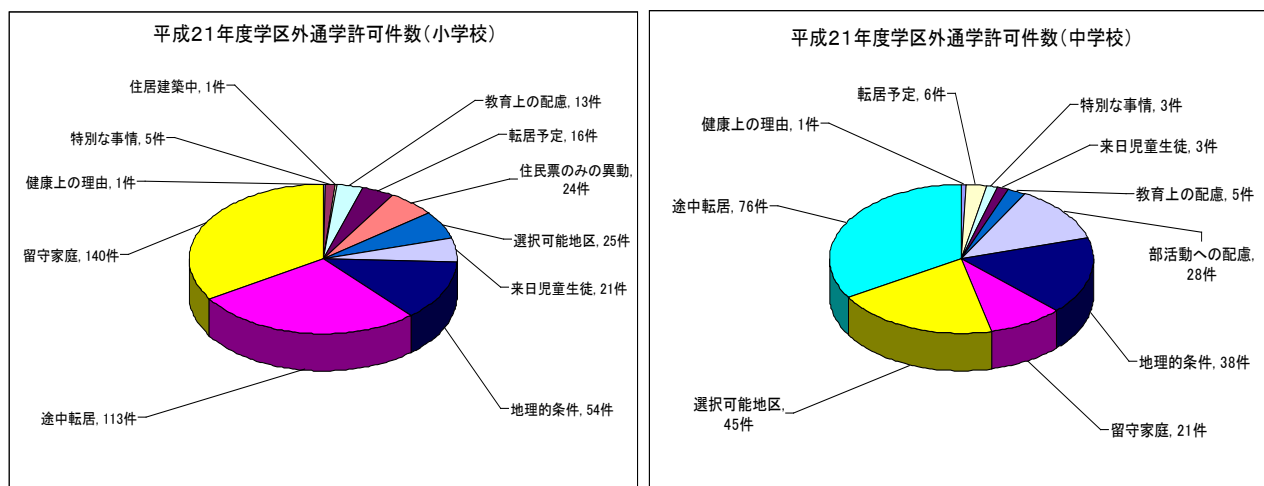
また、平成21年度は約3%の児童生徒が学区外通学をしています。

許可基準	事 由
地理的条件	地理的に学区外通学が適当であると認められ、通学に支障のないとき
留守家庭	住民登録地において児童生徒の下校時に自宅に不在である等の理由で、父母の勤務先、祖父母の家又は学童保育所等のある校区の学校を希望する場合
住居建築中	住居の建て替えのために一時的な居所より通学せざるを得ない場合で、通学に支障のないとき
転居予定	転居予定で、事前に転居予定先の校区の学校を希望する場合で、通学に支障のないとき
途中転居	転居後、従来通学していた学校を希望する場合で、通学に支障のないとき
健康上の理由	児童生徒の健康上やむを得ないと認められるもの
住民票のみの異動	住民票が居所に無い場合
来日児童生徒	来日した児童生徒の日本語が不十分で、拠点校を指定した場合
教育上の配慮	不登校の理由により、児童生徒の教育上、学区外通学が適当であると教育委員会が認めた場合
	園児・児童の交友関係で特に考慮する必要が認められる場合(いじめ、不登校の発生に配慮が必要と認められる場合に限る)
	入学時に兄弟姉妹が、通学希望校に既に在籍している場合
部活動への配慮	児童が中学校入学後、入部の意志を強く持っている部活動が通学区域の学校に存在せず、校区に隣接する中学校に該当する部活動が存在し、かつ上記の希望する中学校に安全に通学することが可能な場合
特別な事情	上記のほか、教育委員会が特に学区外通学が適当であると認めた場合
選択可能地区	児童・生徒が、教育委員会が定めた「選択可能地区」に居住している場合 また上記の他、教育委員会が特に通学距離に配慮が必要であると認めた場合

○ 学区外通学許可件数の経緯（平成17年度～平成21年度）



○ 平成21年度学区外通学許可件数（小・中）のうちわけ



- 学区外通学許可件数は21年度には小学校で413件・中学校で226件に達し、ある程度児童・生徒、保護者の意向を満たしているものと思われます。
- 通学区域制度の弾力的運用の課題として大きく2つの課題をあげることができます。
  - (1) 学区以外の学校へ通学することで居住地の自治会・育成会等の地域活動への参加が難しくなることです。
  - (2) 「部活動への配慮」と「選択可能地区」の二基準については、受入校の諸条件が整っていないと「部活動への配慮」の制度が利用できない、また「選択可能地区」として設定できないことがあります。

今後の方向性

- 小中学校を通じて通学区域の弾力的運用基準の周知を行います。
- 通学区域の弾力的運用を発展させた学校選択制度については、他市の導入状況やその評価を参考にしながら、引き続き検討していきます。